

津幡町告示第54号

津幡町地域総合整備資金貸付要綱（平成11年津幡町告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月27日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

第1条中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

第3条第1項第2号中「5人以上」を「1人以上」に改め、「もの」の次に「。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中「次」の次に「の各号」を加える。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる団体については対象としない。

第4条に次の各号を加える。

- (1) 津幡町暴力団排除条例（平成24年津幡町条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- (2) その他町長が適当でないと認める団体

第5条第1項中「一件当たり」を「1件当たり」に、「概ね5百万円以上」を「100万円以上」に、「6億円」を「25億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一件当たり」を「1件当たり」に、「に係る借入の総額」を「から国庫補助金等の額を控除した額」に、「20パーセント」を「50パーセント」に改め、同条第3項中「一件当たり」を「1件当たり」に改め、同条第4項中「一件当たり」を「1件当たり」に、「百万円未満」を「100万円未満」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生

計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「25億円」とあるのは「31.2億円」とする。

5 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、宣言連携中枢都市による連携中枢都市圏ビジョンが策定された場合において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「25億円」とあるのは「38億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

6 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「25億円」とあるのは「38億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

第7条中「4年以内」を「5年以内」に改める。

第8条中「15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする」を「貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、町が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、町が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

第13条第4号中「協調融資金融機関等」を「民間金融機関等」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号」を「前3号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号を同条第10号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続

開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

- (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成１９年法律第１０２号）第２条第２項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

第１７条第２項中「こととする」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。